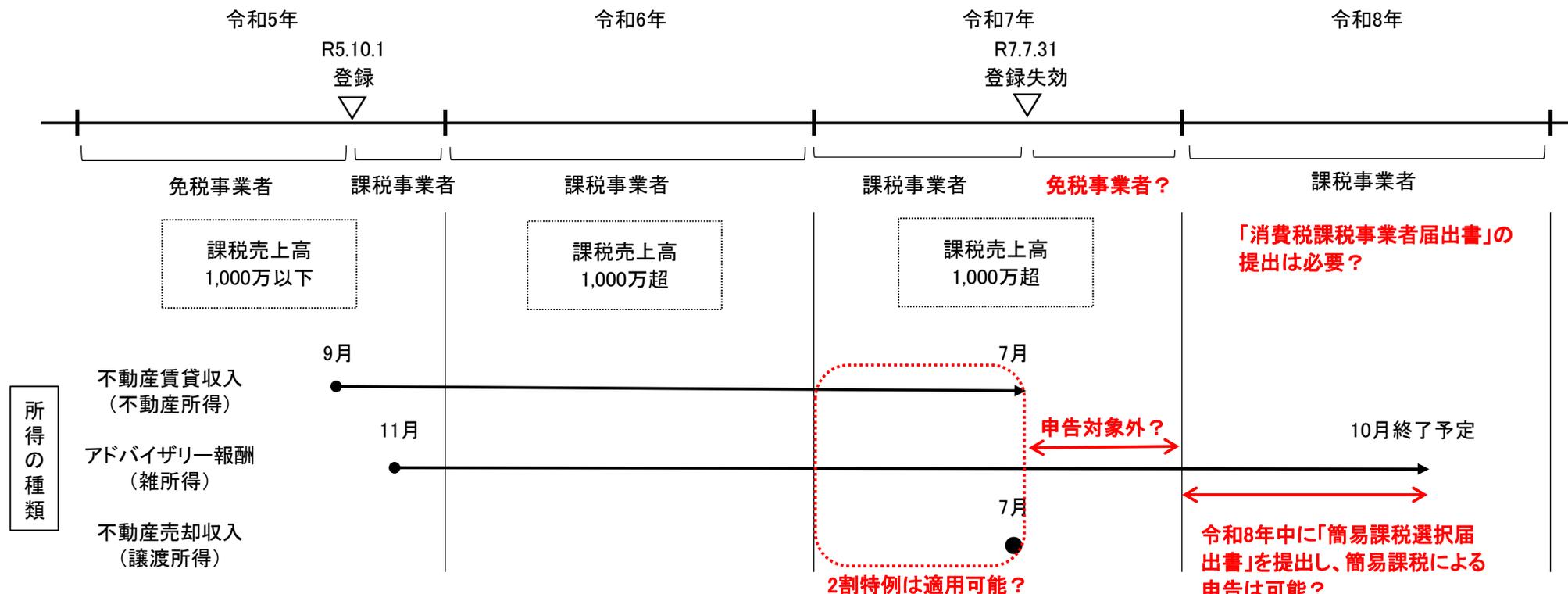


○時系列図



○令和5年

- ・退職金の現物支給にて賃貸不動産(1棟)を取得 ※事務所用(下層階)と居住用(上層階)の併用
- ・取得と同時に開業届出書(不動産賃貸業)と青色申告承認申請書を提出(不動産所得にて申告)
- ・適格請求書発行事業者登録申請書のみを提出 … 登録日 R5.10.1
- ・11月よりアドバイザリー契約を締結し、月額報酬+消費税が発生(雑所得にて申告)

消費税申告の状況 … 10/1~12/31の課税取引(不動産賃貸収入とアドバイザリー報酬)について申告(2割特例を適用)

○令和6年

消費税申告の状況 … 1/1~12/31の課税取引(不動産賃貸収入とアドバイザリー報酬)について申告(2割特例を適用)

なお、課税取引高が1,000万超となったが、適格請求書発行事業者として登録済のため「消費税課税事業者届書」は提出していない。

○令和7年

- ・賃貸不動産を7月に売却。
- ・売却と同時に事業廃止届出書と青色申告取りやめ届出書を提出し、適格請求書発行事業者登録がR7.7.31付で失効。